第十九条第一項中「第二十条第一項」を「第四十五条第一項」に、「宅地造成工事規制区域」を「宅地造成等工事規制区域」に改め、同項第二号中「切土又は盛土」を「盛土又は切土」に、「宅地造成」を「宅地造成又は特定盛土等（宅地において行うものに限る。）」に改め、第四章中同条を第三十五条とする。

第三章の章名を削る。

第十八条中「第十五条第二項」を「第二十一条第三項」に、「高さが二メートルを超える擁壁」を「擁壁若しくは崖面崩壊防止施設で高さが二メートルを超えるもの」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の崖面崩壊防止施設の高さは、崖面崩壊防止施設の前面の上端と下端（当該前面の下部が地盤面と接する部分をいう。）との垂直距離によるものとする。

第十八条を第二十六条とし、同条の次に次の一章を加える。

第三章　特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の規制

（特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事）

第二十七条　法第二十七条第一項ただし書の政令で定める工事は、第五条第一項各号に掲げるものとする。

（許可を要する特定盛土等又は土石の堆積の規模）

第二十八条　法第三十条第一項の政令で定める規模の特定盛土等は、第二十三条各号に掲げるものとする。

2　法第三十条第一項の政令で定める規模の土石の堆積は、第二十五条第二項各号に掲げるものとする。

（特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等）

第二十九条　法第三十条第一項ただし書の政令で定める工事は、第五条第一項各号に掲げるものとする。

2　法第三十条第二項第四号（法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める事業は、第五条第二項各号に掲げるものとする。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技術的基準）

第三十条　法第三十一条第一項（法第三十五条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の政令で定める特定盛土等に関する工事の技術的基準については、第七条から第十七条まで及び第二十条の規定を準用する。この場合において、第十三条中「第十二条第一項又は第十六条第一項」とあるのは「第三十条第一項又は第三十五条第一項」と、第十五条第二項第二号中「地表面」とあるのは「地表面及び農地等（法第二条第一号に規定する農地等をいう。）における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えるものとする。

2　法第三十一条第一項の政令で定める土石の堆積に関する工事の技術的基準については、第十九条及び第二十条第二項の規定を準用する。

（資格を有する者の設計によらなければならない措置等）

第三十一条　法第三十一条第二項（法第三十五条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の政令で定める措置は、第二十一条各号に掲げるものとする。

2　法第三十一条第二項の政令で定める資格は、第二十二条各号に掲げるものとする。

（中間検査を要する特定盛土等の規模等）

第三十二条　法第三十七条第一項の政令で定める規模の特定盛土等は、第二十三条各号に掲げるものとする。

2　法第三十七条第一項の政令で定める工程は、第二十四条第一項に規定する工程とする。

3　前項に規定する工程に係る法第三十七条第三項の政令で定める工程は、第二十四条第二項に規定する工程とする。

（定期の報告を要する特定盛土等又は土石の堆積の規模）

第三十三条　法第三十八条第一項の政令で定める規模の特定盛土等は、第二十三条各号に掲げるものとする。

2　法第三十八条第一項の政令で定める規模の土石の堆積は、第二十五条第二項各号に掲げるものとする。

（届出を要する工事）

第三十四条　法第四十条第三項の政令で定める工事は、第二十六条第一項に規定する工事とする。

この場合においては、同条第二項の規定を準用する。

第十七条中「第九条第二項」を「第十三条第二項」に改め、同条第五号中「国土交通大臣」を「主務大臣」に改め、同条を第二十二条とし、同条の次に次の三条を加える。

（中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模）

第二十三条　法第十八条第一項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、次に掲げるものとする。

一　盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるもの

二　切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるもの

三　盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前二号に該当する盛土又は切土を除く。）

四　第一号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが五メートルを超えるもの

五　前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が三千平方メートルを超えるもの

（特定工程等）

第二十四条　法第十八条第一項の政令で定める工程は、盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程とする。

2　前項に規定する工程に係る法第十八条第三項の政令で定める工程は、前項に規定する排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事の工程とする。

（定期の報告を要する宅地造成等の規模）

第二十五条　法第十九条第一項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、第二十三条各号に掲げるものとする。

2　法第十九条第一項の政令で定める規模の土石の堆積は、次に掲げるものとする。

一　高さが五メートルを超える土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が千五百平方メートルを超えるもの

二　前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が三千平方メートルを超えるもの

第十六条中「第九条第二項（法第十二条第三項」を「第十三条第二項（法第十六条第三項」に改め、同条第二号中「切土又は盛土」を「盛土又は切土」に改め、同条を第二十一条とする。

第十五条第一項中「第二十二条」を「第三十九条」に、「第六条」を「第八条」に、「擁壁」を「擁壁又は第十四条の規定による崖面崩壊防止施設」に改め、同条第二項中「この章の」を「第七条から前条までの」に、「宅地造成」を「宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積」に、「この章に」を「これらの規定に」に改め、同条を第二十条とする。

第十四条中「第六条第一項第二号及び第七条から第十条まで」を「第八条第一項第二号及び第九条から第十二条まで」に、「規定は」を「規定は、」に改め、同条を第十七条とし、同条の次に次の二条を加える。

（特定盛土等に関する工事の技術的基準）

第十八条　法第十三条第一項の政令で定める特定盛土等に関する工事の技術的基準については、第七条から前条までの規定を準用する。この場合において、第十五条第二項第二号中「地表面」とあるのは、「地表面及び農地等（法第二条第一号に規定する農地等をいう。）における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えるものとする。